

CLAYTON UTZ

豪州取引慣行法のフランチャイズ 行動規約の概要

クレイトン・ユッツ法律事務所
パートナー
弁護士 加納 寛之

2009年11月30日
シドニー日本商工会議所
電子機器部会 第1回セミナー

© Clayton Utz

本日の講演内容

1. フランチャイズ行動規約とは何か？
2. フランチャイズ行動規約の適用
3. フランチャイザーの義務と禁止行為
4. 契約の譲渡と解除
5. 紛争解決と不遵守
6. 行動規約改正の動向
7. 質疑応答

フランチャイズ行動規約 (The Franchising Code of Conduct) とは何か？

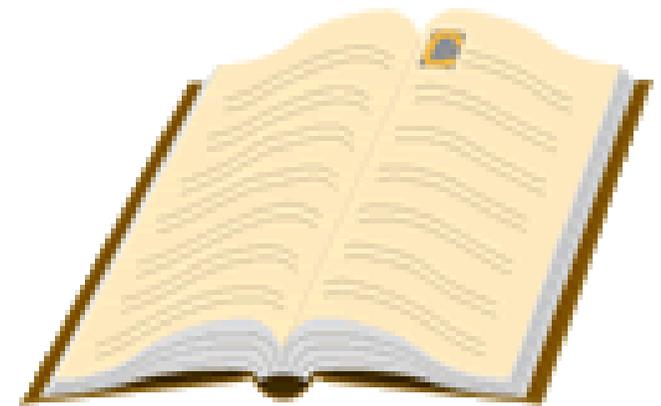
- 取引慣行法 (Trade Practices Act (Cth) 1974) 上の義務的な産業行動規約
- 取引慣行法51AD条に基づく執行力あり(規約違反は法律違反)
- 契約締結前のフランチャイジーに対する十分な情報開示を確保するためのフランチャイザー及びフランチャイジーの行為に関する規制
- フランチャイジーとフランチャイザーとの間での費用対効果の高い紛争解決手法の実施

本日の講演内容

1. フランチャイズ行動規約とは何か?
2. **フランチャイズ行動規約の適用**
3. フランチャイザーの義務と禁止行為
4. 契約の譲渡と解除
5. 紛争解決と不遵守
6. 行動規約改正の動向
7. 質疑応答

フランチャイズ行動規約の適用

- 1998年10月1日以降に締結、更新、延長された「フランチャイズ契約」に適用
- 別の義務的行動規約(例: 下流の石油小売業者の行為に適用される石油規約)が適用される場合など一定の例外的場合には適用なし



「フランチャイズ契約」とは何か？

- フランチャイザーとフランチャイジーとの間の以下の特徴を持つ契約（書面・口頭・黙示の合意などあらゆる形態の合意を含む）
- フランチャイザーがフランチャイジーに対し、
 1. 豪州において
 2. フランチャイザーが実質的に決定、管理または推奨するシステムまたはマーケティング計画の下で
 3. 商品またはサービスの提供・供給を行う事業権を与え

「フランチャイズ契約」とは何か？(2)

4. 事業経営が、フランチャイザーが所有・使用・許可・明記する商標や広告・営業のシンボルマークと密接に関係または結びついていて

かつ

5. 事業開始または継続に先立ってフランチャイジーがフランチャイザーに対して手数料を支払わなければならないか、または支払うことを合意する契約

* 自動車ディーラー契約は、フランチャイズ契約

「フランチャイズ契約」でないものは何か？

- 雇用者と従業員との関係
- 組合関係
- 地主・家主と賃借人の関係
- 抵当権者と抵当権設定者の関係
- 貸主と借主との関係
- 登録された協同組合の会員間の関係



本日の講演内容

1. フランチャイズ行動規約とは何か?
2. フランチャイズ行動規約の適用
3. **フランチャイザーの義務と禁止行為**
4. 契約の譲渡と解除
5. 紛争解決と不遵守
6. 行動規約改正の動向
7. 質疑応答

フランチャイザーの義務：情報開示

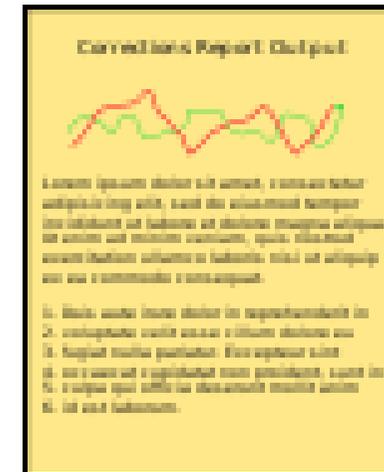
- フランチャイザー(サブフランチャイザーを含む)は下記の書類をフランチャイジーに開示する義務
 - フランチャイズ行動規約の写し
 - 決められた書式に従った「開示書類」(フランチャイズ契約期間のフランチャイジーの年間売上高が5万豪ドルを超えることが予想される場合には「ロングフォーム」(long-form)と呼ばれる開示書類が必要)
 - 締結されるフランチャイズ契約の写し
- 契約の締結・更新・延長、または保証金・手付金等の支払の14日以上前に開示する義務

フランチャイザーの義務：情報開示(2)

- フランチャイザーの取締役が署名した、支払能力についての説明書(フランチャイザーが期限到来時に支払義務を履行できるかどうか)の提供義務
- ロングフォーム開示書類には次の書類を添付
 - フランチャイジーが締結義務を負うフランチャイズ契約以外の契約の写し(例: 賃貸借、保証・担保、機密保持契約)
 - フランチャイズ事業を行う場所の過去の状況についての情報(その場所で事業を行っていた従前のフランチャイジーが事業をやめた状況・経緯など)

フランチャイザーの義務：情報開示(3)

- フランチャイザーは、そのフランチャイズに関する重要事実(例：訴訟係属の有無)を、知ってから14日以内にフランチャイジーに対して告知する義務
- 請求後14日以内に現在の情報開示書類の写しをフランチャイジーに対して交付する義務(ただし、更新権の行使の際の請求を除き、12か月間で1回しか請求できない)



情報開示に関する問題点

- 提供する情報開示書類を
 - 将来の修正に備えて柔軟かつ簡潔に
 - フランチャイジーが読んで理解できるよう簡潔に
- 集団交渉ができる複数のフランチャイジーとの交渉
- フランチャイジーとの交渉の際、取引慣行法上の非良心的行為 ("unconscionable conduct") とならないよう注意

フランチャイザーの義務：アドバイスを 受けさせる

- フランチャイズ契約の締結の前に、フランチャイジーより、以下の内容の説明書を受領する義務
 - ・ フランチャイジーが弁護士、コンサルタント、または会計士からフランチャイズ契約案について独立したアドバイスを受けたこと； または
 - ・ 上記のようなアドバイスを求めるべきであると勧められたが、そうしないと決断したこと

フランチャイザーの義務：クーリングオフ 解除の場合

- フランチャイジーは、クーリングオフ期間内にフランチャイズ契約を解除可能
 - ・ クーリングオフ期間：契約締結または保証金等の支払のいずれか早い方の日から7日間
- クーリングオフ解除後14日以内に、フランチャイザーはフランチャイジーが契約に基づいて支払った全てのお金（保証金・手付金など）を返還する義務あり

フランチャイザーの禁止行為



- フランチャイジー（になる見込みの者も含む）が適法な目的のために他のフランチャイジーと団結したり団体を結成しないよう誘導することの禁止
- フランチャイズ契約に以下の内容を入れたり、フランチャイジーに署名を義務付けることの禁止
 - ・（1998年10月1日以降に締結の場合）フランチャイザーのフランチャイジーに対する賠償責任を免責すること
 - ・ 口頭または書面によるフランチャイザーのあらゆる表明についての放棄・免責

本日の講演内容

1. フランチャイズ行動規約とは何か?
2. フランチャイズ行動規約の適用
3. フランチャイザーの義務と禁止行為
4. 契約の譲渡と解除
5. 紛争解決と不遵守
6. 行動規約改正の動向
7. 質疑応答

フランチャイズ契約の譲渡

- フランチャイジーは、フランチャイザーに対し、契約の譲渡について書面で請求する必要あり
- 書面の請求から42日間以内に異議を述べない場合には、フランチャイザーは譲渡に同意したものとみなされる
- フランチャイザーは、合理的理由なく譲渡に対する同意を留保・差し控えることはできない

契約解除：フランチャイジーの契約違反の場合

- フランチャイジーの契約違反を理由に契約解除をする場合のフランチャイザーの義務：
 - ・ フランチャイジーに対して解除の意思の合理的な告知
 - ・ フランチャイジーに対して違反の是正に必要な措置の告知
 - ・ フランチャイジーに対して違反の是正のために合理的な期間(30日以内)を付与
- 期間内に違反が是正された場合、フランチャイザーはその違反を理由として解除できない

契約解除 - 特別な事情がある場合

- フランチャイザーが解除前にフランチャイジーに違反是正の機会を与えることが義務付けられない「特別な事情」に基づく解除が出来る場合が行動規約に規定されている
- 「特別な事情」とは、フランチャイジーについての以下の事情など：
 - フランチャイズ運営のためのライセンスを保有できなくなった
 - 倒産した
 - 自発的にフランチャイズをやめた・放棄した
 - 公共の健康や安全に危険を及ぼす態様でフランチャイズを運営した

契約解除：フランチャイジーの契約違反がない場合

- フランチャイズ契約に基づき、フランチャイザーが契約期間満了前の契約解除権を持つ場合あり(フランチャイジーに契約違反がなく、解除に同意していない場合でも)
- この場合、フランチャイザーは、フランチャイジーに対して解除の提案について合理的な告知をし、その理由を伝える義務あり



本日の講演内容

1. フランチャイズ行動規約とは何か?
2. フランチャイズ行動規約の適用
3. フランチャイザーの義務と禁止行為
4. 契約の譲渡と解除
5. 紛争解決と不遵守
6. 行動規約改正の動向
7. 質疑応答

紛争解決

- 1998年10月1日以降に締結されたフランチャイズ契約は、行動規約に従った内容の紛争解決手続を規定することが必要
- 紛争が発生した場合、各当事者は、次のいずれかを選択可能
 - ・ フランチャイズ契約に規定された紛争解決手続
 - ・ 行動規約に規定された紛争解決手続

紛争解決(2)

- 行動規約の紛争解決手続

- 原告側は、被告側に対し、書面にて下記を通知

- 紛争の性質

- 希望する結果

- 紛争解決に必要と考える行為

- 3週間以内に紛争解決の合意ができない場合、各当事者は調停人に調停を依頼することが可能



紛争解決(3)



- ・ 両当事者は調停に出席して紛争解決の努力をしなければならない
- ・ 調停開始から30日以内に紛争解決できない場合には各当事者は調停の打切りが可能
- ・ 調停人も紛争解決が間近であると確信しない限り、いつでも調停の打切りが可能

不遵守の結果

- 行動規約の不遵守は取引慣行法違反となり、豪州競争消費者委員会 (ACCC) や他の当事者による訴訟手続の対象とされる可能性
- 行動規約違反に対する以下のような多様な制裁及び命令などを取引慣行法が規定
 - 違反行為の差止め命令
 - 補償及び損害賠償
 - 契約の無効・是正命令
 - 訂正広告の命令



本日の講演内容

1. フランチャイズ行動規約とは何か?
2. フランチャイズ行動規約の適用
3. フランチャイザーの義務と禁止行為
4. 契約の譲渡と解除
5. 紛争解決と不遵守
6. 行動規約改正の動向
7. 質疑応答

行動規約改正の動向



- 検討されている改正の方向性
 - ACCCによるランダム監査 - 報復を恐れるフランチャイジー保護
 - 警告の公表：企業名の公表による違反抑止・被害拡大防止
 - 更新権の有無など契約更新に関する情報開示義務、更新の可否についての6か月間の予告義務：契約更新の可否についてフランチャイジーの予測可能性の確保
- 今後の見通し
 - 2009年11月5日、オプションペーパーに対する意見募集を経て改正案を修正、現在、関係団体等と協議するなど審議中
 - 2010年1月末日以降、法案化の予定

本日の講演内容

1. フランチャイズ行動規約とは何か?
2. フランチャイズ行動規約の適用
3. フランチャイザーの義務と禁止行為
4. 契約の譲渡と解除
5. 紛争解決と不遵守
6. 行動規約改正の動向
7. 質疑応答



www.claytonutz.com